

2017年8月21日～9月15日

消費者庁(消費者制度課)より意見募集のあった「消費者契約法の見直しに関する意見」について、消費者市民ネットとうほくとして9月15日に以下の意見を提出しました。

**【意見の対象】**

- 「1 法第3条第1項関係 (1) (2)」
- 「2 法第4条第2項関係」
- 「3 法第4条第3項関係 (1) (2) (3) (4)」
- 「4 不当条項の類型の追加関係 (1) (2)」
- 「5 法第9条第1号関係」

に対する意見

**【意見の内容】**

今回の規定案自体には、賛成します。

**【意見の理由】**

今回の規定案のような改正は、最小限改正すべき事項として早期に実現すべきものであるため。